

会 議 記 録

会議名 学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する調査特別委員会

開催日 令和8年2月17日(火) 開会 午前11時00分

閉会 午前11時54分

出席者 委 員 委員長 内 海 まさかず
小平 啓 佑 大 浦 兼 政 青 木 一 男
松 本 喜 一 天 谷 浩 明 広 瀬 義 明
氏 家 晃 白 石 幹 男 関 口 孫 一 郎
議 長 梅 澤 米 満
副 議 長 大 谷 好 一
傍 聴 者 小 太 刀 孝 之 福 田 裕 司
欠席者 委 員 針 谷 育 造

事務局職員 事務局 局長 森 下 義 浩 課 長 野 中 繭 実 子
係 長 小 林 康 訓 主 任 齊 藤 千 明

学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する調査特別委員会議事日程

令和8年2月17日 議員研究会終了後開議 全員協議会室

日程第1 不出頭に対する告発について

日程第2 その他

◎開会及び開議の宣告

○委員長（内海まさかず君） ただいまの出席委員は10名で、定足数に達しております。

ただいまから学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する調査特別委員会を開会いたします。

（午前11時00分）

◎諸報告

○委員長（内海まさかず君） 議事に入る前に申し上げます。

本委員会は原則公開といたします。ただし、個人情報や名誉に関わる調査等を行う場合においては秘密会とすること、証人が証言しやすい環境づくりが必要な場合などにおいては傍聴を制限する、また傍聴者の退場をお願いすることがありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、本件に係る資料は、100条調査を行うために提出いただき、本市議会でお預かりしているものであります。したがって、資料を外部に出したり、閲覧させたりすることがないように、その取扱いについてはご注意をお願いいたします。特に税務情報、個人情報、企業の技術、ノウハウなどが含まれている資料につきましては、その取扱い及び会議におけるご発言にご留意いただきますようお願いいたします。

◎議事日程の報告

○委員長（内海まさかず君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎不出頭に対する告発について

○委員長（内海まさかず君） 日程第1、不出頭に対する告発についてを議題といたします。

前回2月6日、佐山和章氏の証人喚問を実施しようとしたところ、出頭いただけなかったことから、これまでの経緯を整理するとともに、委員の皆様と協議し、佐山氏につきましては正当な理由がなく証人喚問に出頭しないものと判断し、告発を決定したところでございます。

本日は、議会に提出する告発の議案について協議をいただきたいと思います。前回の委員会で申し上げましたとおり、正副委員長において告発の議案を作成いたしました。タブレットに配付のとおりであります。

それでは、案の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

栃木市議会議長、梅澤米満様。提出者、学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する調査特別委員会委員長、内海まさかず。

不出頭に対する告発について。上記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条2項の規定により提

出いたしますということです。

理由は、地方自治法第100条第1項の規定に基づく学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する調査特別委員会への出頭の請求に対し、別紙の被告発人が正当な理由がなく、同委員会に出頭しなかったと認められることから、同条第9項の規定により告発することを提案するものであるということになります。

不出頭に対する告発について、地方自治法第100条9項の規定により、以下のように告発する。

1、告発人及び被告発人。(1)、告発人、栃木市議会議長、梅澤米満。(2)、被告発人、佐山和章。

2、告発の趣旨。被告発人の次項の事実は、地方自治法第100条3項に該当すると認められるので、同条第9項の規定により告発する。

3、告発の事実。被告発人は、栃木市議会に設置された学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する調査特別委員会から、地方自治法第100条第1項に基づき、令和8年2月6日に証人として出頭するよう請求を受けながら、正当とは認められない理由を示し出頭しなかったものである。

4、告発に至った経緯。本市議会は、学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する事項を調査するため、令和7年9月5日に学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する調査特別委員会を設置した。

調査対象とした上記の補助金は、栃木市から学校法人陽光学園に交付した令和4年度及び令和5年度の栃木市民間学童保育事業補助金であり、同法人は学童保育施設の開設準備経費としてこの補助金の交付を受け、自らが開設・運営していたひまわり学童クラブ2か所の環境整備を行ったものである。

同委員会において上記の補助金の交付申請及び実績報告等の一連の手続き、並びに補助金を活用して実施した事業内容を明らかにするため、地方自治法第100条第1項の規定により、同法人の清算人（補助金交付当時は理事長）である被告発人の証人喚問を令和8年1月19日、21日、23日のいずれかの日程で実施することを決定し、日程の調整を議長に対して依頼した。

議長は、被告発人に対して、令和7年12月16日付けの通知により、出頭が可能な日を報告するよう要請したところ、令和7年12月23日に、被告発人から調査は公平性を欠き、議会の権限の範囲を逸脱していること等から出頭は困難である旨が記載された申出書が提出され、出頭日の返答はなかった。

これを受けて、同委員会は、被告発人の申出は証人喚問への出頭を拒む正当な理由に当たらないものと判断し、令和8年1月19日に証人喚問を実施することを議決し、議長から被告発人に対して、令和7年12月26日付けで証人喚問出頭請求書を送付した。

これに対し、被告発人からは、令和8年1月8日に、証人喚問への出頭の意向はあるものの、同

席させることを希望する補佐人との日程調整に加えて、この調査と関連する係争案件があるので、令和8年2月19日より後に証人喚問を実施するよう要望する旨が記載された申出書が提出された。

これを受けて、同委員会は、令和8年1月19日の証人喚問は中止とするものの、被告発人の申出にある係争案件とこの調査には直接の関係はないことから、申出に基づき令和8年2月19日より後に証人喚問を実施する理由はないものと判断し、令和8年1月26日、27日、29日のいずれかの日程で証人喚問を実施することを決定し、日程の調整を議長に対して依頼した。

議長は、被告発人に対して、令和8年1月14日付の通知により、出頭が可能な日を報告するよう要請したところ、被告発人からは、令和8年1月20日に、上記の日程では同席させることを希望する補佐人に予定があること、自らが多忙であること等から出頭は困難であり、時間的猶予が必要である旨、加えて、証人喚問に対する要望事項及び報道や議員個人の情報発信に対する要望事項等が記載された申出書が提出された。

これを受けて、同委員会は、被告発人の申出は証人喚問への出頭を拒む正当な理由に当たらないものと判断し、令和8年2月6日に証人喚問を実施することを議決し、議長から被告発人に対して、令和8年1月22日付けで証人喚問出頭請求書を送付した。

これに対し、被告発人からは、令和8年2月3日に、この調査は、補助金対象の工事等を実施した取引業者までを証人喚問や記録の提出の対象としていることから、調査の範囲を逸脱し、必要性・相当性を欠いているとともに、市議会と新聞社等と連携して証拠のない内容の報道がなされるなど特定人物・法人の狙い撃ちを目的とした調査であること、さらに、市の事務との直接的関連性が明確でなく、調査の範囲・内容が必要最小限を超えており、地方自治法第100条に基づく調査権限を逸脱し違法であることから、令和8年2月6日の証人喚問には出頭できない旨、加えて、ルールを決めれば証人喚問に出頭する意思はあるが、同席させることを希望する補佐人との日程調整に加えて、自身が抱える係争案件と経営する会社の決算時期に当たり多忙であるため、4月中旬以降に証人喚問を実施するよう要望する旨が記載された申出書が提出された。

被告発人は、この調査が調査権の範囲を超えていたり、濫用であるから、出頭はできないことを不出頭の正当な理由と主張しているが、市補助金を対象とする調査において、その補助金の交付を受けた法人の代表者である被告発人を対象として証人喚問を実施することは、調査を行うため特に必要があると認めるときは、選挙人その他の関係人の出頭を請求することができる旨を定めた地方自治法第100条第1項に基づく調査権の範囲内であることは明らかである。

加えて、被告発人は補助金の交付を受けた法人の代表者であり、交付申請の手続きや実際の事業実施においても主導的な役割であったことは調査において明らかになっていることから、証人喚問の対象者とすることは、事実を究明する上で必要不可欠なものである。

よって、被告発人の不出頭の理由は正当なものとは認められない。

また、上記のように、本市議会は、証人喚問の実施に当たっては、日程の事前調整を行うとともに

に、ときには、証人の準備期間等も考慮し、証人からの申出に基づいて証人喚問を中止する対応も行い、可能な限り出頭しやすい環境を整えてきたが、被告発人は、申出書において、出頭を拒否する意思表示をし続けている一方で、証人喚問の期日を延期するよう何度も繰り返し訴えている状況を踏まえると、実際には出頭の意味はないものと判断せざるを得ない。

これらのことから、令和8年2月6日の証人喚問に対する不出頭をもって、告発を行うものである。

以上となります。

皆様、ご意見等ございましたらご発言お願いいたします。

大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 事務局と委員長に確認いたします。

前回の百条委員会、その次の日の新聞報道、その日から今日までに佐山氏本人から何かしらのアプローチ、文書等、電話も踏まえて何かありましたか。

○委員長（内海まさかず君） 事務局のほうには何かありましたでしょうか。

小林書記。

○係長（小林康訓君） それでは、お答えいたします。

これまで佐山氏からは、ファクス等が届いていることが多かったのですが、今回に関しては2月6日の委員会以降、何も届いておりません。

○委員長（内海まさかず君） 委員会に届いておりません。

ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） ないようですので、お諮りいたします。

佐山氏に対する不出頭の告発について、本案のとおり委員会提出議案として提出することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

会議終了後、正副委員長から議長宛て提出したいと思えます。

◎その他

○委員長（内海まさかず君） 次に、日程第2、その他に入ります。

先ほど申しましたように、今までの少し整理をしたいと思えますので、要点はまず2点あります。我々が希望する記録を提出していない業者に対する対応ということと、今までの証人喚問または調査から分かったことをまとめていきたいと思えます。

ここで暫時休憩いたします。

(午前11時18分)

○委員長（内海まさかず君） 休憩前に引き続き会議を始めます。

(午前11時53分)

○委員長（内海まさかず君） 今後の予定といたしましては、正式な委員会ではございませんが、もう一度シンアイさんから出てきた記録についての検討をしていきます。そして、佐山氏の告発についてどこに、警察か、それとも検察かに関しては正副で決めさせていただくということになりました。

◎閉会の宣告

○委員長（内海まさかず君） 以上をもちまして会議を閉会いたします。
お疲れさまでした。

(午前11時54分)